

平成30年

○国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部外国人留学生の受入れとグローバル人材の養成プロジェクト実施部会要項の一部を改正する要項について

改正理由

新たに副部会長を設置するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

国際戦略推進本部会議 平成30年1月30日 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部外国人留学生の受入れとグローバル人材の養成プロジェクト実施部会要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成30年1月31日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部外国人留学生の受入れと  
グローバル人材の養成プロジェクト実施部会要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部外国人留学生の受入れとグローバル人材の養成プロジェクト実施部会要項（平成27年2月24日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部外国人留学生の受入れとグローバル人材の養成プロジェクト実施部会要項の一部改正について

改正理由：新たに副部会長を設置するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長を置き、部会長は第4条第1号の委員のうちから国際を所掌する理事が指名し、<u>副部会長は、部会長が指名する。</u></p> <p>2 部会長は、部会を招集し、議長となる。</p> <p><u>3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する</u></p> <p>—</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長を置き、部会長は前条第1号の委員のうちから国際を所掌する理事が指名する。</p> <p>2 部会長は、部会を招集し、議長となる。</p> <p>〔省略〕</p>